



第4回国際循環型社会形成と環境保全に関する専門委員会資料

# 循環資源の国際的な移動に 対する考え方と今後の取組

平成18年1月

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 1.循環資源の国際的な移動に対する考え方              | 2  |
| (1)国際循環型社会へのアプローチ                 | 2  |
| (2)基本的な考え方                        | 3  |
| (3)総論                             | 5  |
| (4)循環資源の性質に応じた具体的な考慮事項            | 7  |
| 2.具体的な今後の取組                       | 8  |
| (1)途上国等の処理能力向上に向けた制度・人材の<br>強化・充実 | 9  |
| (2)国際的な違法行為の防止に向けた取組の充実           | 15 |
| (3)循環資源の国際的な移動の円滑化の検討             | 20 |
| 3.国際的な循環型社会の形成に向けた我が国の方向性         | 21 |

# 国際循環型社会へのアプローチ

循環資源の国際的な移動には、以下のような問題があるのではないか。

## 地球環境全体に対する問題

途上国等での処理は、技術が伴わないために環境汚染のおそれや有用な資源が十分に利用されないおそれがあるのではないか。

### 途上国等の処理能力向上に向けた人材の強化・充実が必要

そもそも循環資源が多量に移動すること自体が不法輸出入を誘発するなど、問題なのではないか。

### 不法な輸出入の防止に向けた取組の充実が必要

人件費等のコスト、循環資源の需要、技術レベル等の条件により、我が国においてリサイクルが困難なものが他国においてリサイクル可能な場合があるのではないか。

途上国では適正処理が困難なものが我が国では高度な技術によって適正処理・リサイクルが可能な場合があるのではないか。

### 循環資源の国際的な移動の円滑化を検討することも必要

資源リサイクルの観点からだけでなく、地球温暖化等の他の環境分野も視野に入れた時の効率的利用上の問題があるのではないか。

### 地球温暖化対策等の他の環境分野との相乗効果のある取組を実施する必要

### こうした地球規模の問題と国内政策の問題のバランスを図っていくことが重要

## 国内政策の観点からの問題

有用な資源が国外に流出してしまうとともに「臭いものに蓋」的発想が再燃するおそれがあるのではないか。

我が国の廃棄物・リサイクルシステムや国際リサイクル産業の維持・強化が図れなくなるおそれがあるのではないか。

貿易政策全体の動向との整合性を図るため、不要な貿易障壁の低減を図る必要があるのではないか。

廃棄物等の処理の海外依存により、不測の事態が発生した場合に対応できない等、我が国の環境保全型の経済社会の構築の上で問題があるのではないか。

・できるだけ多くの循環資源をできるだけ効率的、効果的に循環のサイクルに乗せることが目的となるのではないか。

我が国としては、“技術”（高度な廃棄物処理・リサイクル技術、法制度や社会システムづくり）を軸に各国に貢献していくべきではないか。（“技術”の発展・移転を促す環境の整備と教育の充実を含む。）

## (2) 基本的な考え方

循環資源は、環境上適正な処理が確保される限り、国内処理の原則や近接性の原則等を踏まえて、できるだけ近接地、特に国内で処理することが大前提となる。

このため、各国国内での廃棄物処理能力の向上やリサイクル対策の充実を図っていくことが必要となる。

一方で、循環資源の国際的な移動には、環境保全の観点からは、有害廃棄物等による環境汚染の拡大の危険とともに、発生源では実施不可能な利用・処分を通じた適正処理の確保と資源有効活用の促進という側面がある。

### 【国内処理等に関する国内法の原則と国際的な原則】

廃棄物等は、有害性や無価値性を有しており、長距離の移動による環境汚染の蓋然性が高まるおそれがあり、NIMBYの観点から有害なものが特定の地域に集中するおそれがあり、国内処理の徹底は環境負荷の内部化による発生抑制へのインセンティブとなる。ことが考えられることから、以下の原則を踏まえ、発生源で処理されることが重要となる。

国内処理の原則  
バーゼル条約  
(第4条の2  
(b))  
廃棄物処理法  
(第2条の2)

国際的な原則  
近接性の原則  
国際移動最小限化の原則  
バーゼル条約  
(第4条の2(b))

各国における国内処理能力の向上が必要



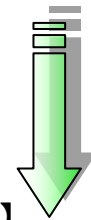
可能な限り地域内での処理が望ましい

ただし、循環資源の需要等の条件により、我が国においてリサイクルが困難なものが他国においてリサイクル可能な場合もある。

### 【適正な循環資源の移動を確保するための要件】

循環資源の国際移動においては、汚染性の問題から、輸出先において自国と同水準以上の廃棄物処理水準が担保されていることが必要。

(汚染性低減の要件)



国際移動が認められる場合

### 【資源有効利用の追求】

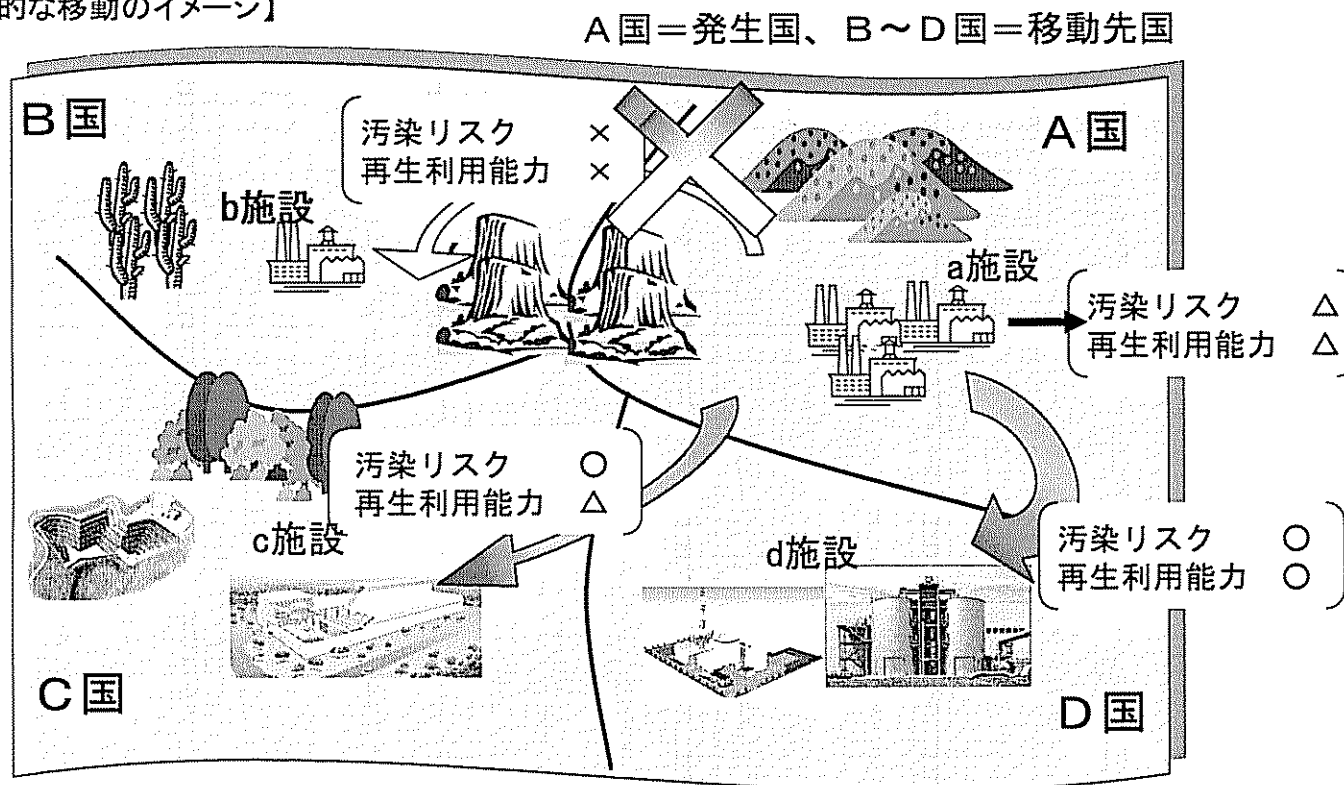
廃棄物処理水準が同水準以上である場合は、資源性の観点から、より効率的、効果的な再生利用能力を有している国で処理が行われることが望ましい。

(資源性向上の要件)

(2) 基本的な考え方②

- 国内処理の原則を踏まえつつ、循環資源の国際移動が行われる際には、移動先国について、自国と同水準以上の廃棄物処理水準を有する施設での処理が行われることが前提となる。
- また、循環資源の有効利用を促進する観点から、こうした前提が満たされる場合では、より効率的、効果的な再生利用可能な施設が立地した国へ輸出されることが望ましい。

【国際的な移動のイメージ】



一国単位で一律に汚染リスクや再生利用能力を捉えることはできないため、循環資源の性質や処理業者、処理施設の能力等のケースごとの個別な判断が必要。

汚染の防止に向けた考え方：廃棄物等の移動に伴う環境汚染の可能性廃棄物等の適正処理の技術・施設の水準、廃棄物処理に関する制度の整備状況やその制度の運用状況等を評価  
 資源の有効利用に向けた考え方：リサイクル技術等を評価